

名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱

令和6年4月

名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱目次

第1章 総則	1
第2章 測量標等の保全	3
第3章 測量標等の効用の確認	5
第1節 通則	
第2節 測量標及び標識	
第3節 区域標等	
第4章 測量標等の復旧測量	13
第5章 雑則	16

(第1号様式) 測量標等事前調査依頼書

(第2号様式) 測量標等事前調査報告書

(第3号様式) 測量標等確認依頼書

(第4号様式) 測量標等保全通知書

(第5号様式) 測量標等保全(引照・点検・復旧)測量完了届出書

(第5号様式の1) (引照・残存確認)測量図

(第5号様式の2) (引照・残存確認・復元)測量図

(第6号様式) 測量標等復元(依頼・指示)書

(第7号様式) 引照点等異常報告書

(第8号様式) 区域標等復元依頼書

(第1図式) 名古屋市測量標(方位標)設置工構造図(1)

(第2図式) 名古屋市測量標(方位標)設置工構造図(2)

(第3図式) 名古屋市測量標(街区三角点・街区多角点)設置工構造図

(第4図式) 名古屋市測量標(都市部官民境界基本多角点)設置工構造図

(第5図式) 名古屋市測量標(2・3・4級基準点)設置工構造図

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、法令等に基づき、名古屋市緑政土木局が管理する測量標及びその付属構造物、標識並びに区域標等(以下「**測量標等**」という。)について、その保全に関する必要な事項を定めることにより、測量標等を保全し、適正な管理を図ることを目的とする。

(測量標等の定義)

第2条 この要綱において、測量標及びその付属構造物(以下「**測量標**」という。)とは測量法に基づいて設置された次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

- (1) **水準点** 水準測量の基準とするために設置された測量標をいう。
- (2) **多角点(測量法)** 多角測量の基準とするために設置された測量標をいう。また、多角点のうち建物の屋上等に設置された測量標を多角屋上点という。
- (3) **多角水準点** 水準点及び多角点の機能をあわせて有する測量標をいう。
- (4) **方位標(構造物設置)** 多角点及び多角水準点の方位の基準とするために設置された測量標をいう。
- (5) **道路台帳基準点** 道路台帳測量に伴い設置された測量標をいう。
- (6) **街区基準点** 都市再生街区基本調査によって設置された次に示す測量標をいう。
 - ア 街区三角点
 - イ 街区多角点
 - ウ 街区三角点節点
 - エ 街区多角点節点
- (7) **図根多角点(測量法)** 街区の世界座標化事業により設置された測量標をいう。
- (8) **用地測量標** 用地測量により設置された測量標をいう。
- (9) **その他の測量標** 前各号に示す測量標以外の測量標をいう。

2 この要綱において、**標識** とは国土調査法に基づいて設置された次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

- (1) **都市部官民境界基本調査による標識** 都市部官民境界基本調査によって設置された次に示す標識をいう。
 - ア 都市部官民境界基本多角点
 - イ 都市部官民境界基本細部点
- (2) **地籍調査による標識** 地籍調査によって設置された次に示す標識をいう。
 - ア 地籍図根三角点
 - イ 地籍図根多角点
 - ウ 細部図根点
- (3) **図根多角点(国土調査法)** 震災復興対策支援事業により設置された標識をいう。

3 測量標及び標識が有する成果の精度と種別については次表に示す。

測量標・標識 の区分	成果の精度	成果の種別		
		水準成果 (T.P.)	位置座標成果 (X、Y)	高さ成果 (H)
水準点	1級水準点	○		
多角点(測量法)	1級基準点		○	○
多角水準点	1級水準点・1級基準点	○	○	○
方位標(構造物設置)	1級基準点	本点の測量標の成果による		
道路台帳基準点	2級基準点		○	○
街区三角点	2級基準点		○	○
街区多角点	3級基準点		○	○
街区三角点節点	3級基準点		○	○
街区多角点節点	4級基準点		○	○
図根多角点 (測量法・国土調査法)	4級基準点		○	○
用地測量標	2級基準点～4級基準点		○	○
その他の測量標	2級基準点～4級基準点		○	○
都市部官民境界基本 多角点	3級基準点		○	○
都市部官民境界基本 細部点	4級基準点		○	
地籍図根三角点	2級基準点		○	○※
地籍図根多角点	3級基準点		○	○※
細部図根点	4級基準点		○	○※
備	考	※一部については高さ成果(H)なし		

4 この要綱において、道水路の境界線を確定するための区域標等(以下「**区域標等**」という。)とは次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

- (1) **境界確認用の区域標等** 境界確認の為に設置された区域標、中心標及び多角点(第1項第2号に規定するものを除く。)をいう。
- (2) **用地測量用の区域標等** 用地測量のために設置された多角点(第1項第2号に規定するものを除く。)、主要点及び基準点(以下「**用地測量多角点等**」という。)をいう。

第2章 測量標等の保全

(保全の義務)

第3条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、本要綱の規定により測量標等の保全を行わなければならない。

- (1) 測量標等が掘さく底面の上方45度から内側の範囲及び舗装復旧端から1mの範囲にある工事
- (2) その他測量標等に影響を及ぼすおそれのある行為

(測量標等事前調査依頼の届出)

第4条 前条に定める工事又は行為(以下「工事等」という。)が競合工事の場合、主たる調整者は関連工事も含めた工事全体の区域と測量標等の確認を行い、測量標等事前調査依頼書(第1号様式)を市長に提出の上、測量標等の調査依頼を行うものとする。

- 2 市長は、第1号様式を受理したときは、工事等の施行者に対し、保全が必要な測量標等について測量標等事前調査報告書(第2号様式)により通知するものとする。

(測量標等確認依頼の届出)

第5条 工事等の施行者は、当該工事等の計画の段階で、測量標等確認依頼書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 工事等の施行者は、前条第2項により測量標等の保全の必要がないと通知を受けた場合は、第3号様式の提出を省略できるものとする。
- 3 工事等が緊急工事の場合は、工事等の施行者は第3号様式の提出を省略できるものとし、以後の措置は工事完了後に協議するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により第3号様式を受理したときは、工事等の施行者に対し、測量標等の保全の要否(保全が必要な場合は、講じる措置の内容を含む。)について測量標等保全通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 5 前項の規定により通知を受けた後、新たに措置を行うことが必要になった場合、工事等の施行者は第3号様式を再度提出し、第4号様式により措置の通知を受けなければならない。

(測量標等の保全の措置)

第6条 前条第4項に規定する測量標等の保全の措置は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定める。

(1) **効用の確認** 工事等着手前に**引照測量**、工事等完了後に**点検測量**を行い、その成果の差異を比較することにより工事等が測量標等の成果に影響を及ぼさなかったことを確認することをいう。**点検測量**とは、**復元測量**及び**残存確認測量**のことをいう。効用の確認の作業としては、次に定めるところによる。

ア 引照測量 あらかじめ工事等の影響を受けない場所に引照点を設置し、測量標等との比較標高測量又は距離測定及び内角観測を行う作業のことをいう。

イ 復元測量 掘さく範囲に測量標等がある場合、一時的に撤去した測量標等を工事等完了後に引照点から復元する作業のことをいう。

ウ 残存確認測量 引照測量を行った測量標等が工事等完了後に残存している場合、引照点からの比較標高測量又は距離測定及び内角観測を行う作業のことをいう。

(2) **復旧測量** 測量標等の位置を変えて再設置することをいう。また、測量標等の成果に異常が判明した場合に再測量を行い、成果を修正することをいう。

(3) **その他** 前2号によらず、保全の措置を行うことをいう。

2 前項第1号の措置の通知を受けた場合、工事等の施行者は、「**第3章 測量標等の効用の確認**」に従って必要な保全の措置を行うものとする。

3 第1項第2号の措置の通知を受けた場合、工事等の施行者は、「**第4章 測量標等の復旧測量**」に従って必要な保全の措置を行うものとする。

4 第1項第3号の措置の通知を受けた場合、工事等の施行者は、協議により必要な措置を講ずるものとする。

(保全測量完了届出書の提出)

第7条 工事等の施行者は、引照測量が完了したとき及び点検測量が完了したときは、測量標等保全測量完了届出書(第5号様式)に測量図(第5号様式の1・第5号様式の2)及び必要な測量成果を付して、市長にその都度提出しなければならない。

2 工事等の施行者は、復旧測量が完了したときは、第5号様式に必要な測量成果を付して市長に提出しなければならない。

(復元等の指示)

第8条 この要綱に違反して測量標等を亡失又は破損させた場合、市長は工事等の施行者に対して、測量標等復元指示書(第6号様式)により、測量標等の復元又は機能回復を指示することができるものとする。

(費用等の負担)

第9条 測量標及び標識の保全に要する費用及び作業は、工事等の施行者が負担しなければならない。

- 2 区域標等の保全に要する費用及び作業は、緑政土木局の工事等については同局路政部測量調査課(以下「測量調査課」という。)が負担し、それ以外の場合は工事等の施行者が負担しなければならない。

第3章 測量標等の効用の確認

第1節 通則

(確認事項)

第10条 効用の確認は、次の各号に示す測量標等の成果又は設置位置に影響を及ぼさなかったことを確認するものとする。

- (1) 測量標(水準成果) 水準点の標高(T. P.)
- (2) 測量標・標識(位置座標成果) 基準点のX・Y座標
- (3) 測量標・標識(高さ成果) 基準点のH
- (4) 区域標等 区域標等の設置位置

(測量方法)

第11条 効用の確認の測量方法は、次の各号に示す。なお、工事等の規模等により、これによりがたい場合は、協議によるものとする。

- (1) 測量標(水準成果) 直接水準測量により測量標と引照点の高低差観測を行う。
- (2) 測量標・標識(位置座標成果) 測量標及び標識から引照点までの距離測定及び引照点間の内角観測を行う。
- (3) 測量標・標識(高さ成果) 直接水準測量又は間接水準測量により測量標及び標識と引照点の高低差観測を行う。
- (4) 区域標等 区域標等から引照点までの距離測定及び引照点間の内角観測を行う。

(引照点の設置)

第12条 引照点は、工事等により影響を受けない永久構造物への刻印又は鉋等の設置によるものとする。

- 2 測量標等の引照点の点数及び設置方法は次表に示す。

効用の確認の作業区分	引照点の点数及び設置方法
測量標(水準成果)	3点以上
測量標・標識(位置座標成果) 区域標等	4点以上(一直線二方向) イ. 一直線は引照点にTS等を設置し、本点の見通し線上の対側に引照点を設ける ロ. 二方向は一直線に対し出来る限り90度に近づけるものとする
測量標・標識(高さ成果)	3点以上 位置座標成果の引照点と兼ねることも可能

(測量実施者の制限)

第13条 測量を実施する者は、測量士の資格を有する者とする。

(引照測量)

第14条 第6条第1項第1号の措置の通知を受けた工事等の施行者は、工事等着手前に引照測量を行い、第7条第1項に定める書面を提出し、内容確認を受けなければならない。

- 2 関連工事がある場合、工事等の施行者は、引照測量完了後に当該関連工事の施行者に引照点に関する測量成果を送付するものとする。

(復元測量)

第15条 工事等の施行者は引照測量完了後に測量標等を一時的に撤去した場合は、工事完了後まで自ら保管するものとする。また、工事完了後に復元測量を行い、引照測量の成果により測量標等を元の位置に復元するものとする。

- 2 工事等の施行者の責により、測量標等が破損又は亡失した場合は、工事等の施行者の費用負担により新たに作製することとする。

(残存確認測量)

第16条 工事等の施行者は、工事等完了後に残存確認測量を行い、測量標等に影響を及ぼさなかったことを確認するものとする。

- 2 前項の規定は、引照測量を行った測量標及び標識と、舗装復旧端から1mの範囲にある区域標等に適用するものとする。

(成果等)

第17条 第7条第1項の規定により必要な測量成果は、第1号及び第2号に定めるとおりとする。また、第14条第2項の規定により必要な測量成果は、第3号に定めるとおりとする。

(1) 製本1部

位置図、引照点設置箇所図、引照点位置図、第5号様式の1・第5号様式の2

(2) 電子1部

前号に掲げる成果及び観測手簿、計算簿、記録写真一式(本点、引照点、使用機器)、機械器具検定証明書

(3) 電子1部

位置図、引照点設置箇所図、引照点位置図、記録写真(本点及び引照点)

(合否の判定)

第18条 成果の合否の判定は次表に示す数値を基準とするものとする。

効用の確認の作業区分	合否の判定(引照測量と点検測量の較差)
測量標(水準成果)	3mm
測量標・標識(位置座標成果) 区域標等	5mm
測量標・標識(高さ成果)	30mm

2 復元測量において、前項に示す数値を超える成果は、不合格とする。

3 残存確認測量において、第1項に示す数値を超える場合は、復元測量を行うものとする。

(測量標等の一時復元の依頼)

第19条 第6条第1項第1号の措置の通知を受けた工事等の施行者は、工事等による測量標等の滅失中に、測量標等復元依頼書(第6号様式)を受理した場合、測量標等の一時復元又は機能回復を行うものとする。また、測量標等の一時復元及び機能回復の費用は、工事等の施行者が負担するものとする。

(競合工事の調整)

第20条 競合工事の場合、点検測量は、引照測量を行った工事等の施行者が行うこととする。

2 工事等の規模及び内容等により、前項によりがたい場合は、関係工事調整会(4号調整会議)等で協議により決定するものとする。

- 3 後続の工事等の施行者は、当該工事等の前後において、引照点及び測量標等の確認を行うものとする。
- 4 前項の規定により、後続の工事等の施行者は、引照点が当該工事の支障となることを確認した場合、関連工事の施行者等と協議するものとする。
- 5 第3項の規定により、後続の工事等の施行者は、引照点及び測量標等に、亡失、き損、その他異常を確認した場合、引照点等異常報告書(第7号様式)を市長に速やかに提出し、指示を受けなければならない。

(道路管理者復旧工事との調整)

第21条 道路管理者復旧工事において、占用工事者が引照測量を行い、道路管理者において点検測量を行う場合は、占用工事者は名古屋市道路管理規則第25条第1項の規定に基づく費用を納付しなければならない。

第2節 測量標及び標識

(適用範囲)

第22条 本節は、測量標及び標識に適用する。

(作業区分)

第23条 効用の確認の作業区分は次表に示すとおりとする。

測量標・標識の区分	効用の確認の作業区分
水準点	水準成果
多角点(測量法) 方位標(構造物設置) 道路台帳基準点 都市部官民境界基本細部点 地籍図根三角点 地籍図根多角点 細部図根点	位置座標成果
多角水準点	水準点・多角点の基準による
街区三角点 街区多角点 街区三角点節点 街区多角点節点 図根多角点	位置座標成果 高さ成果

(測量法・国土調査法) 用地測量標 その他の測量標 都市部官民境界基本多角点	
---	--

(機 器)

第24条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものとする。

測量標・標識の区分	機 器	
水準点	高低差観測	3級レベル及び2級標尺
多角点(測量法) 方位標(構造物設置)	角観測	2級トータルステーション又は2級セオドライト
道路台帳基準点 都市部官民境界基本細部点 地籍図根三角点 地籍図根多角点 細部図根点	距離測定	2級トータルステーション、 光波測距機(2級短距離型)又は JIS1級鋼巻尺※
多角水準点	水準点・多角点の基準による	
街区三角点 街区多角点	角観測	2級トータルステーション又は2級セオドライト
街区三角点節点 街区多角点節点 図根多角点 (測量法・国土調査法)	距離測定	2級トータルステーション、 光波測距機(2級短距離型)又は JIS1級鋼巻尺※
用地測量標 その他の測量標 都市部官民境界基本多角点	高低差観測	2級トータルステーション又は 3級レベル及び2級標尺
備 考	※引照点までの距離が2m未満の場合に使用	

(機器の検定及び点検)

第25条 観測に使用する機器については機械器具検定証明書を提出するものとする。また、作業を行うにあたり、機械器具の点検を適宜行うこととする。

(観測制限)

第26条 観測制限は次表に示すとおりとする。

測量標・標識の区分	観測制限		
水準点	観測 高低差	読定単位	1mm
		観測回数	1往復
多角点(測量法) 方位標(構造物設置) 道路台帳基準点 都市部官民境界基本細部点 地籍図根三角点 地籍図根多角点 細部図根点	観測 水平角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
		水平目盛位置	0°
	観測 鉛直角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
	距離測定	読定単位	1mm
		観測回数	TS等:2セット 鋼巻尺:2読定1往復
	水準点・多角点の基準による		
街区三角点 街区多角点 街区三角点節点 街区多角点節点 図根多角点 (測量法・国土調査法) 用地測量標 その他の測量標 都市部官民境界基本多角点	観測 水平角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
		水平目盛位置	0°
	観測 鉛直角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
	距離測定	読定単位	1mm
		観測回数	TS等:2セット 鋼巻尺:2読定1往復
	観測 高低差	読定単位	1mm
		観測回数	TS等:1対回 レベル等:片道

(観測精度)

第27条 観測精度は次表に示すとおりとする。

測量標・標識の区分	観測精度		
水準点	観測 高低差	往復観測値の較差	3mm

多角点(測量法) 方位標(構造物設置) 道路台帳基準点 街区三角点 街区多角点 街区三角点節点 街区多角点節点 図根多角点 (測量法・国土調査法) 用地測量標 その他の測量標 都市部官民境界基本多角点 都市部官民境界基本細部点 地籍図根三角点 地籍図根多角点 細部図根点	距離測定	直線上 引照点間	2点の引照点間距離 と本点から引照点ま での距離の較差	5mm
鋼巻尺使用		読定間の較差	3mm	
		往復測定値の較差	距離の 1/3,000	
多角水準点	水準点・多角点の基準による			

(成果の修正)

第28条 第18条に定める基準に従い、効用の確認が不合格となった場合、工事等の施行者は、新たに成果を取り付け、成果の修正を行うものとする。

2 成果の修正は、復旧測量により行うものとする。

第3節 区域標等

(適用範囲)

第29条 本節は、区域標等に適用する。

(作業区分)

第30条 効用の確認は、設置位置に影響を及ぼさなかったことを確認するものとする。

(機 器)

第31条 観測に使用する機器は、次表に示すもの又はこれらと同等以上のものとする。

区域標等の区分	機 器	
境界確認用の区域標等 用地測量多角点等	角観測	2級トータルステーション又は 2級セオドライト

	距離測定	2級トータルステーション、 光波測距機(2級短距離型)又は JIS1級鋼巻尺※
備	考	※引照点までの距離が2m未満の場合に使用

(機器の検定及び点検)

第32条 観測に使用する機器については機械器具検定証明書を提出するものとする。また、作業を行うにあたり、機械器具の点検を適宜行うこととする。

(観測制限)

第33条 観測制限は次表に示すとおりとする。

区域標等の区分	観測制限		
境界確認用の区域標等 用地測量多角点等	観測 水平角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
		水平目盛位置	0°
	観測 鉛直角	読定単位	10"
		観測回数	1対回
	距離測定	読定単位	1mm
		観測回数	TS等:1セット 鋼巻尺:2読定1往復

(観測精度)

第34条 観測精度は次表に示すとおりとする。

区域標等の区分	観測精度			
境界確認用の区域標等 用地測量多角点等	距離測定	直線上 引照点間	2点の引照点間距離 と本点から引照点ま での距離の較差	5mm
		鋼巻尺 使用	読定間の較差	3mm
			往復測定値の較差	距離の1/3,000

(成果の修正)

第35条 第18条に定める基準に従い、効用の確認が不合格となった場合、工事等の施行者は、第6条第1項第3号により区域標等を復元するものとする。

(測量標等確認依頼の届出の省略)

第36条 緑政土木局以外が行う小掘削工事において、工事等の施行者は工事等の影響範囲内にあるすべての区域標等について、効用の確認の措置を行い、工事完了後に第5号様式に測量成果を付して提出することにより、第3号様式の提出を省略できるものとする。

2 次に掲げる小掘削工事については、前項の規定によらず、第3号様式の提出をするものとする。

- (1) 大規模掘削工事と同調する工事
- (2) 交差点及びその側端から5m以内の範囲の工事
- (3) 道路に対し縦断的に掘削する工事

(区域標等の復元依頼)

第37条 緑政土木局が行う工事等において、測量調査課が第9条第2項により区域標等の引照測量を行った場合は、その成果を工事担当公所長に送付するものとする。

2 前項により引照測量の成果を受理した工事担当公所長は、工事等の完了後、区域標等復元依頼書(第8号様式)にその成果を付したものを速やかに提出し、区域標等の復元の依頼をするものとする。

第4章 測量標等の復旧測量

(適用範囲)

第38条 本章は、測量標及び標識に適用し、名古屋市公共測量作業規程(以下「規程」という。)に従い施行する。

(復旧測量の作業区分)

第39条 復旧測量は再設(別の場所に測量標を再設置することをいう。以下同じ。)により行うこととする。

2 測量標を再設する場合は、原則として既存の測量標と同一区分の測量標を設置する。

3 次表に示す測量標及び標識の復旧測量を行う場合は、同等級の精度を有したその他の測量標として再設することとする。

再設後の測量標の区分		再設前の測量標・標識の区分
その他の測量標	2級基準点	街区三角点、地籍図根三角点
	3級基準点	街区多角点、街区三角点節点、 都市部官民境界基本多角点、地籍図根多角点
	4級基準点	街区多角点節点、都市部官民境界基本細部点、 細部図根点、図根多角点(測量法、国土調査法)

(復旧測量の測量方式及び観測方法)

第40条 復旧測量の測量区分、測量方式及び観測方法は、次表に示すとおりとする。

測量標の区分		測量区分	観測方法	測量方式
水準点		1級水準測量	レベル観測	直接水準測量方式
多角点(測量法)		1級基準点測量	GNSS観測 (スタティック法)	結合多角方式
多角水準点		水準点・多角点の基準による		
方位標(構造物設置)		1級基準点測量	TS等観測	既設点からの角観測
道路台帳基準点		2級基準点測量	GNSS観測 (スタティック法)	結合多角方式
用地測量標	2級基準点	2級基準点測量	GNSS観測 (スタティック法)	結合多角方式
その他の測量標	3級基準点	3級基準点測量	GNSS観測	結合多角方式
	4級基準点	4級基準点測量	又はTS等観測	又は単路線方式

(公共測量に必要な手続き)

第41条 復旧測量に当たり必要となる公共測量の手続きは、測量調査課が行うものとし、手続きに必要な書類は、工事等の施行者が作成するものとする。

(測量標の再設)

第42条 測量標の再設先については、測量調査課担当者及び道路管理者(本市が管理する道路以外に再設する場合は、当該土地の所有者又は管理者)と立会いの上、選点する。

2 2級基準点以上の精度を有する測量標を再設する場合は、付近の構造物を利用して3点の方位標を設けるものとする。

3 測量標の構造は、本要綱及び名古屋市緑政土木局工事共通構造図によるものとする。

（点の記の作成）

第43条 測量標を再設する場合は、点の記を作成するものとする。点の記の様式は、名古屋市緑政土木局測量業務標準仕様書によるものとする。

（機 器）

第44条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。

測量標の区分		観測方法	機 器
水準点		レベル観測	1級レベル及び1級標尺※1
多角点(測量法)		GNSS観測	2級GNSS測量機
多角水準点		水準点・多角点の基準による	
方位標(構造物設置)		TS等観測	1級トータルステーション又は 1級セオドライト及び光波測距儀
道路台帳基準点		GNSS観測	2級GNSS測量機
用地測量標 その他の測量標	2級基準点	GNSS観測	2級GNSS測量機
	3級基準点	GNSS観測	2級GNSS測量機
		TS等観測	2級トータルステーション又は 2級セオドライト及び光波測距儀
	4級基準点	GNSS観測	2級GNSS測量機
		TS等観測	2級トータルステーション又は 2級セオドライト及び光波測距儀※2
備 考		※1 気温20度における標尺改正数が50 μ m/m以下かつⅠ号標尺とⅡ号標尺の標尺改正数の較差が30 μ m/m以下 ※2 結合多角方式で路線辺数15辺、路線長700mを越える場合及び単路線方式で路線辺数20辺、路線長1kmを越える場合は3級トータルステーション、3級セオドライト以上、光波測距儀とする	

（機器の検定及び点検）

第45条 観測に使用する機器については機械器具検定証明書を提出し、作業を行うにあたって機械器具の点検を適宜行うこととする。

（観測制限）

第46条 測量標の観測制限については、規程によるものとする。ただし、方位標(構造物設置)の観測制限は、次表に示すとおりとする。

既設点の状況	測量方法	観測制限		
既設点撤去前に 測量する場合	既知点からの角観測	水平 角 観 測	読定単位	1″
			対回数	2対回
			水平目盛位置	0°、90°
			倍角差	15″
			観測差	8″
既設点撤去後に 測量する場合	別途協議により定める方法及び制限			

(検 定)

第47条 測量成果については成果検定を受け、検定証明書を提出することとする。

(成果等)

第48条 第41条の規定により、復旧測量着手前に提出する書類は、第1号に定めるとおりとする。また、第7条第2項及び第41条の規定により、復旧測量完了時に提出する測量成果及び書類は、第2号に定めるとおりとする。

(1)紙2部

位置図、作業地区一覧、測量付図、製品仕様書

(2)製本1部、電子2部

公共測量成果一式、測量成果検定証明書、記録写真一式、機械器具検定証明書

(競合工事の調整)

第49条 競合工事の場合、復旧測量は、先行する工事等の施行者が行うことを原則とする。

2 工事の規模及び内容等により、前項によりがたい場合は、関係工事調整会(4号調整会議)等での協議により決定するものとする。

第5章 雑則

(緑政土木局工事等の届出者に関する特例)

第50条 緑政土木局が行う工事等の場合、この要綱中「工事等の施行者」とあるのは、「設計担当課公所長」と読み替えるものとする。

(届出等の窓口)

第51条 この要綱にある届出の受理、通知、依頼、協議及び指示については、測量調査課を窓口とする。

(その他)

第52条 この要綱により難い場合又は定めのない事項についての取扱いは、市長が都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(名古屋市緑政土木局道路区域標保全要綱の廃止)
- 2 名古屋市緑政土木局道路区域標保全要綱は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市緑政土木局測量標取扱要綱の規定による測量標の保全及びこの要綱による廃止前の名古屋市緑政土木局道路区域標保全要綱の規定による区域標の保全の手続きが行われている工事は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、平成25年4月1日施行の名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱の規定による測量標等の保全の手続きが行われている工事は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、平成26年4月1日施行の名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱の規定による測量標等の保全の手続きが行われている工事は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、令和元年5月1日施行の名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱の規定による測量標等の保全の手続きが行われている工事は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、令和2年1月6日施行の名古屋市緑政土木局測量標等保全要綱の規定による測量標等の保全の手続きが行われている工事等は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

年 月 日

測 量 標 等 事 前 調 査 依 頼 書

(あて先) 名古屋市長

(依頼者)

住 所

氏 名

下記の工事について、測量標等の調査を依頼します。

記

工 事 件 名						
工 事 場 所						
競合工事全体 工事予定期間	年 月 ～ 年 月					
工事予定期間	年 月 ～ 年 月					
年間調整番号						
工事調整担当者	所 属		氏 担 名 当 者		電 話	
そ の 他 要 件 (該当の場合 ☒)	☐ 用地測量用の測量標等の保全が必要な路線の工事					
添 付 図 書	付近見取図、全体工事区域図、測量標等調査図、関係工事調整結果表 ※ その他要件に該当の場合は、追加で 1 部提出					
備 考						

(日本産業規格 A4)

(第2号様式)

調査報告書番号

年 月 日

測量標等事前調査報告書

様

名古屋市長

年 月 日付で測量標等の調査依頼のありました工事について、
下記のとおり報告します。

記

工 事 件 名	
工 事 場 所	
競合工事全体 工事予定期間	年 月 ～ 年 月
工事予定期間	年 月 ～ 年 月
年間調整番号	
必 要 点 数	
添 付 図 書	測量標等調査図（回答）
備 考	測量標等確認依頼書（第3号様式）を提出する際は、この書類に付した調査報告書番号を記載して下さい。
担当者連絡先	

（日本産業規格 A4）

(第3号様式)

		新規		変更	
				年 月 日	
測量標等確認依頼書					
(あて先) 名古屋市長					
(依頼者)					
住 所					
氏 名					
下記の工事に伴い、測量標等の確認を依頼します。					
記					
工 事 件 名					
工 事 場 所					
工 事 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日			
工 事 概 要		復旧費徴収 (該当に○印)			
		有 ・ 無			
占有調整結果		年 間 調 整 番 号		引 照 者 調 整 番 号	
				点 検 者 調 整 番 号	
工事担当者		所 属		氏 担 当 者 名	電 話
保全区分 及び点数 (該当に☑)		☐ 測量標・標識			☐ 区域標等
		測量標・標識番号		点数	点数
その 他 要 件 (該当の場合☑)		☐ 1. 用地測量用の測量標等の保全が必要な路線の工事 ☐ 2. 測量標・標識の設置されている箇所の高さが3 c m以上変わる工事 ☐ 3. 測量標・標識の設置されている箇所の構造物や舗装の形状が変わる工事			
添 付 図 書		①関係工事調査結果表 (第4号調整) ②付近見取図 ③工事平面図 ④掘削断面図 ⑤測量標等調査図(回答用含め2部) ※1 その他要件の1. 該当の場合は、①～⑤を追加で1部提出 ※2 その他要件の2, 3. 該当の場合は、測量標等付近の断面図も別途提出			
備 考					調査報告書番号 (競合工事の場合)

(注1) 変更が生じた場合は、変更事項を記載のうえ再度提出して下さい。

(日本産業規格 A4)

(第4号様式)

整理番号

年 月 日

測 量 標 等 保 全 通 知 書

様

名古屋市長

年 月 日付けで依頼のありました測量標等の保全について、
下記のとおり通知します。

記

工 事 件 名						
工 事 場 所						
工事担当者						
保全の有無 (該当に○印)	1. 下記のとおり測量標等の保全を行ってください。(測量標等調査図参照) 2. 保全の必要はありません。					
保全区分 及び点数 (該当に☑)	☐ 測量標・標識			☐ 区域標等		
	区 分	測量標・標識番号	点 数	区 分	内 訳	点 数
	効用の 確 認			効用の 確 認 合 計	区域標	
	復旧測量				用地測量多角点等	
	その他				その他	
そ の 他 要 件 (該当の場合☑)	☐ 用地測量用の測量標等の保全が必要な路線の工事					
条 件 等	効用の確認(区域標等含む)に記載がある測量標等は、「測量標等保全引 照測量完了届書(第5号様式)」を道路利活用課に提出し、内容確認を受け てから工事着手して下さい。					
備 考						
担当者連絡先				調査報告書番号 (競合工事の場合)		

(日本産業規格 A4)

年 月 日

測量標等保全（引照・点検・復旧）測量完了届出書

(あて先) 名古屋市長

(届出者)

住 所
氏 名

測量標等の保全（引照・点検・復旧）測量が完了しましたので、
下記のとおり届出します。

記

工 事 件 名						
工 事 場 所						
保 全 区 分 及 び 点 数 (該当に☑)	☐ 測量標・標識			☐ 区域標等		
	区 分	測量標・標識番号	点 数	区 分	内 訳	点 数
	効用の 確 認			効用の 確 認	区域標	
	復旧測量				用地測量多角点等	
	その他				その他	
工事担当者	所 属		氏 担 名 当 者		電 話	
測 量 業 者	会 社 名		氏 担 名 当 者		電 話	
添 付 図 書	位置図、測量成果一式 ※用地測量用の測量標等の効用の確認は追加で1部提出					
備 考						調査報告書番号 (競合工事の場合)

(第5号様式の1)

測量標等の効用の確認

引照測量・残存確認測量

	引照測量図		残存確認測量図
--	-------	--	---------

水準点・多角水準点（水準成果）

高低差測定

【水準成果】

測 点	距 離	測 定 値		差
		引照測量	残存確認 測量	制限 3mm
合 計				

本 点 番 号	
種 類 ・ 構 造	
通知書整理番号	
区 分	引照測量 残存確認測量
工 事 場 所	
観測年月日	
工事施行者	
工事施工者	
測量会社名	
T S 等 番 号	
レベル番号	
鋼巻尺番号	

(日本産業規格 A4)

(第5号様式の2)

測量標等の効用の確認

	引照測量図	残存確認測量図
		復元測量図

測量標・標識（位置座標成果・高さ成果）、区域標等

引照測量・ 残存確認測量 復元測量

高低差測定【測量標・標識（高さ成果）】

測 点		測定値		差
本点	引照点	引照測量	残存確認測量 復元測量	制限 30mm

距離測定【測量標・標識（位置座標成果）、区域標等】

測 点		測定値		差
本 点	引照点	引照測量	残存確認測量 復元測量	制限 5mm

本 点 番 号		
種 類 ・ 構 造		
通知書整理番号		
区 分	引照測量	残存確認測量 復元測量
工 事 場 所		
観測年月日		
工事施行者		
工事施工者		
測量会社名		
T S 等 番 号		
レベル番号		
鋼巻尺番号		

(日本産業規格 A4)

(第6号様式)

整 理 番 号

年 月 日

測量標等復元（依頼・指示）書

様

名古屋市長

測量標等について、下記のとおり復元を（依頼・指示）します。

記

測 量 標 等 番 号						
復 元 理 由						
復 元 方 法						
工 事 件 名						
工 事 場 所						
工 事 担 当 者	所 属		氏 担 当 者		電 話	
占 用 調 整 結 果	年間調整番号		引照者調整番号		点検者調整番号	
内 訳 ・ その他条件等						
添 付 図 書	位置図、その他					
担 当 者 連 絡 先						

（日本産業規格A4）

(第7号様式)

整 理 番 号

年 月 日

引照点等異常報告書

(あて先) 名古屋市長

(報告者)

住 所

氏 名

引照点、測量標等の異常を確認しましたので、下記のとおり報告します。

記

引照点等番号						
異 常 の 内 容						
工 事 件 名						
工 事 場 所						
工 事 担 当 者	所 属		氏 担 当 者		電 話	
測 量 業 者	会 社 名		氏 担 当 者		電 話	
先 行 企 業 者 連 絡 先	会 社 名		氏 担 当 者		電 話	
添 付 図 書	位置図、引照点の写真、検測図					

(日本産業規格A4)

(第8号様式)

整理番号

年 月 日

区域標等復元依頼書

(あて先) 名古屋市長

(依頼者)

課・公所長名

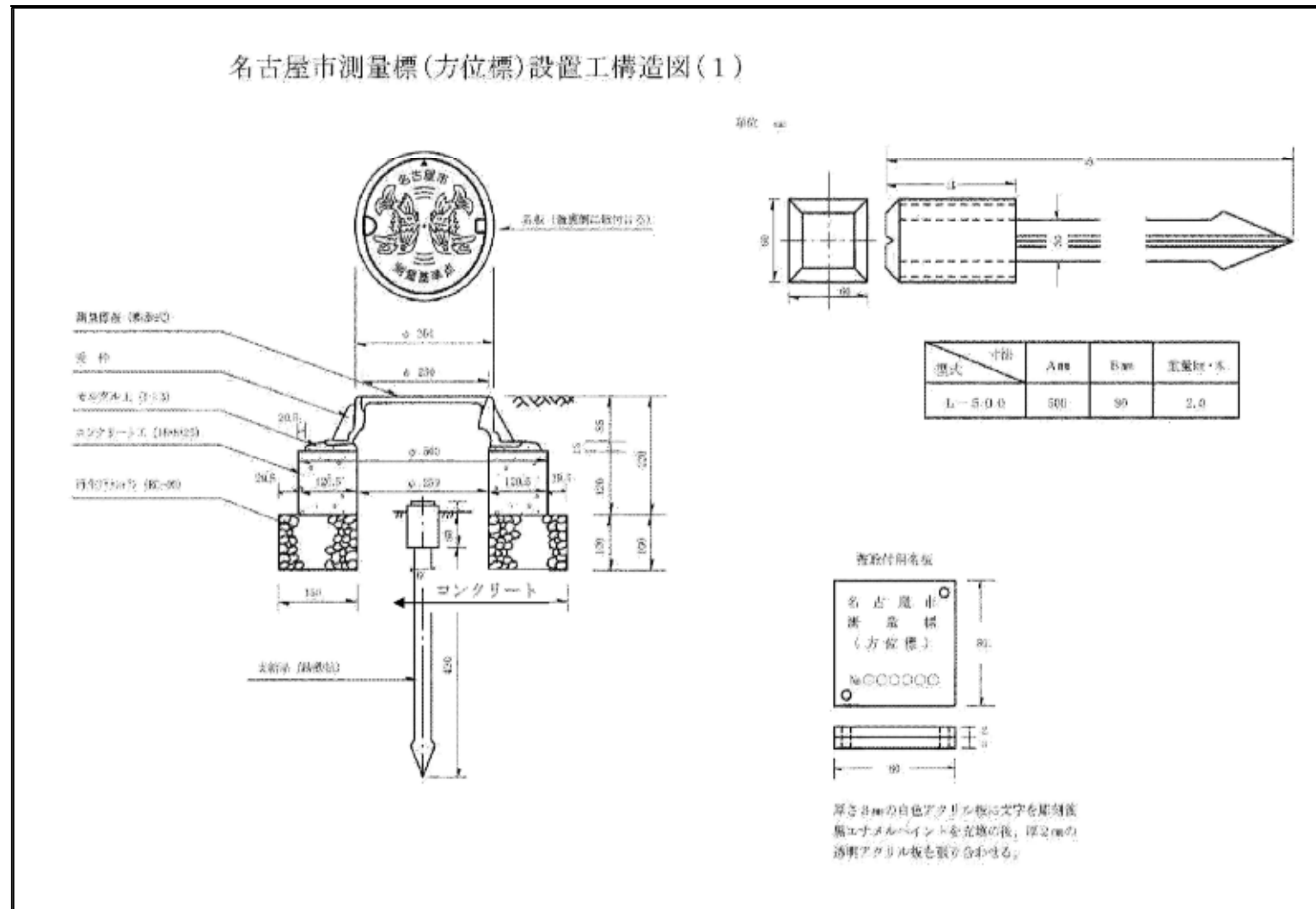
下記のとおり区域標等の復元を依頼します。

記

工 事 件 名						
工 事 場 所						
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
工 事 担 当 者	所 属		氏 名	担 当 者	電 話	
復 元 数 量	内 訳		復 元 数 量 (点)			備 考
	区 域 標					
	用地測量多角点等					
	そ の 他					
	計					
備 考						

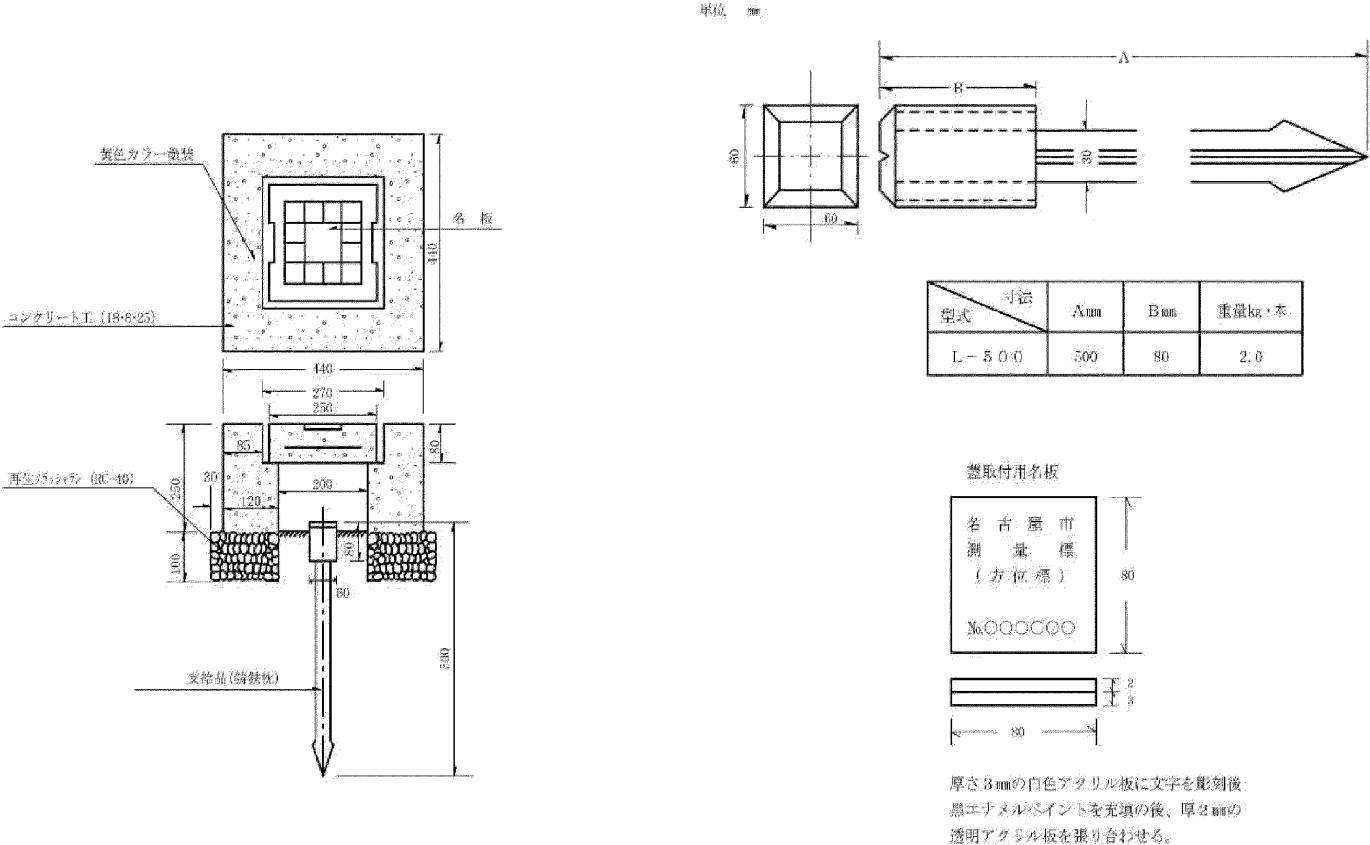
(日本産業規格A4)

(第1図式)



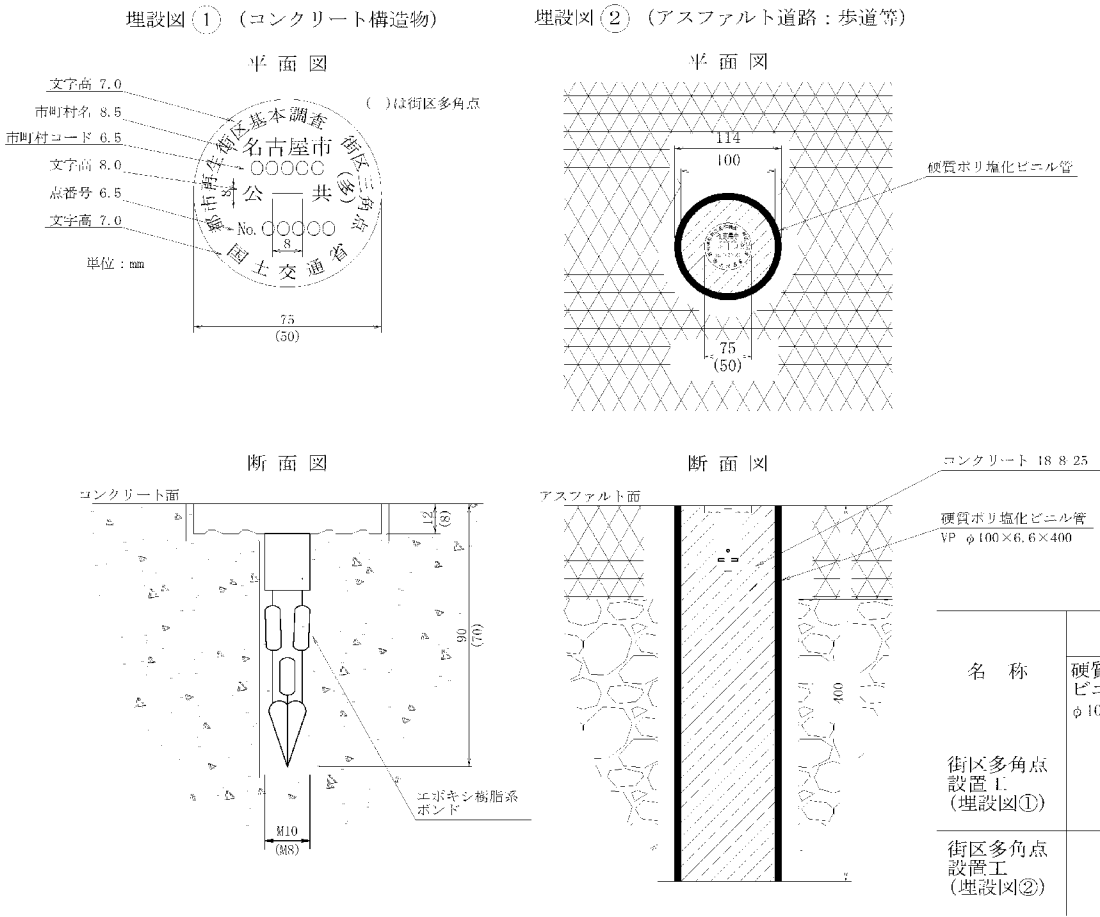
(第2図式)

名古屋市測量標(方位標)設置工構造図(2)



(第3図式)

名古屋市測量標（ 街区三角点
街区多角点 ）設置工



(第4図式)

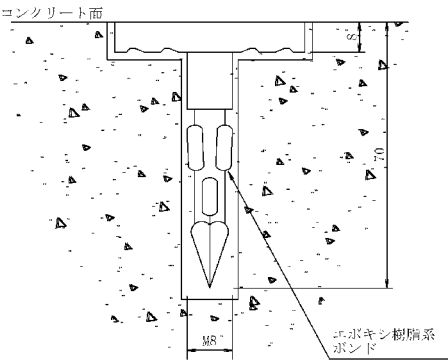
名古屋市測量標（都市部官民境界基本多角点）設置工

埋設図①（コンクリート構造物）

平面図

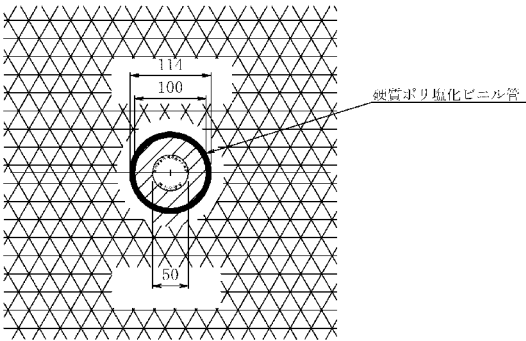


断面図

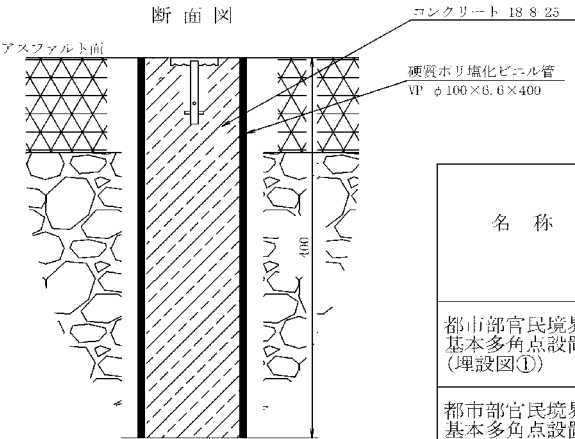


埋設図②（アスファルト道路：歩道等）

平面図



断面図



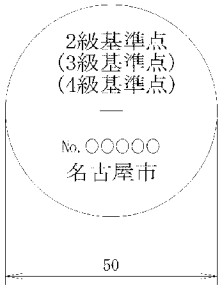
名 称	材料表 10点当り		
	硬質ポリ塩化ビニル管 VP φ100×6.6×400 (本)	金属鋳 (個)	コンクリート (18-8-25) (m³)
都市部官民境界基本多角点設置工 (埋設図①)	—	10	—
都市部官民境界基本多角点設置工 (埋設図②)	10	10	0.03

(第5図式)

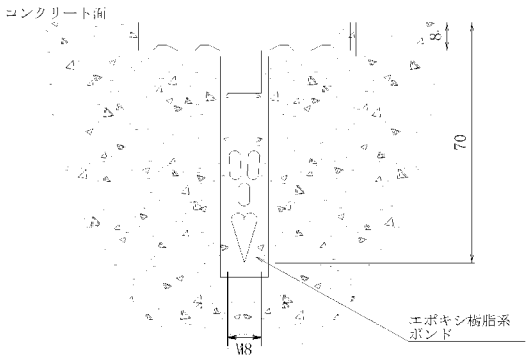
名古屋市測量標（2・3・4級基準点）設置工

埋設図①（コンクリート構造物）

平面図

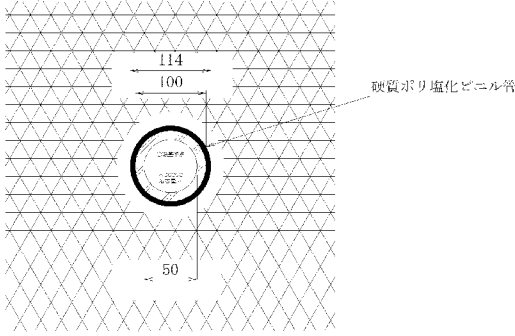


断面図

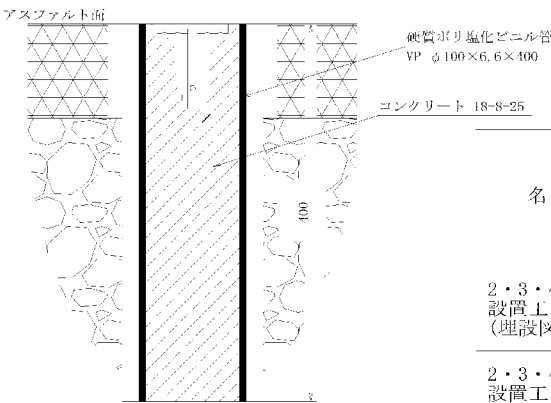


埋設図②（アスファルト道路：歩道等）

平面図



断面図



名 称	材料表 10点当り		
	硬質ポリ塩化 ビニル管 VP φ100×6.6×100 (本)	金属鋳 (個)	コンクリート (18-8-25) (m ³)
2・3・4級基準点 設置工 (埋設図①)	—	10	—
2・3・4級基準点 設置工 (埋設図②)	10	10	0.03